

条例公布第6号

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

宇和島地区広域事務組合

組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症</u>により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 第 4 条に定めるもののほか、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症</u>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）<u>から</u>圏域住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次項各号に掲げる業務に従事した職員に防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 5 条及び第 6 条に規定する手当は、支給しない。</p> <p>3 前項の手当の額は、次に掲げる額の範囲内において組合長が定める額とする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u>の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他組合長がこれに準ずると認める業務 業務 1</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>特定新型インフルエンザ等</u>により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 第 4 条に定めるもののほか、職員が、<u>特定新型インフルエンザ等</u>（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 号に規定する政府対策本部が設置されたもの（組合長が定めるものに限る。）をいう。）<u>から</u>圏域住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次項各号に掲げる業務に従事した職員に防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 5 条及び第 6 条に規定する手当は、支給しない。</p> <p>3 前項の手当の額は、次に掲げる額の範囲内において組合長が定める額とする。</p> <p>(1) <u>緊急に行われた措置に係る業務</u>であって、心身に著しい負担を与えると組合長が  <div style="text-align: right;">認める業務 業務 1</div></p>

日につき 4,000 円 (2) 前号に掲げる業務以外の業務 業務 1 日につき <u>3,000</u> 円	日につき 4,000 円 (2) 前号に掲げる業務以外の業務 業務 1 日につき <u>1,500</u> 円
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。